

嘱託警察犬に対する災害見舞金支給要綱の制定について

(平成15年3月31日)

(栃木第2号、栃木第3号栃木県警察本部長通達)

警察からの要請を受けて出動中の嘱託警察犬が災害に遭った場合の災害見舞金の支給要綱を別添のとおり制定し、平成14年4月1日から適用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

嘱託警察犬に対する災害見舞金支給要綱

第1 趣旨

この要綱は、嘱託警察犬(警察犬嘱託等運営要綱について(昭和42年栃木第2535号例規通達)の規定により警察犬に嘱託した犬をいう。以下同じ。)が、災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)に遭った場合の災害見舞金の支給の手続等について必要な事項を定めるものとする。

第2 支給の対象

災害見舞金は、犯罪の捜査その他の警察活動のために要請を受けて出動した嘱託警察犬が、犬舎を出発してから帰舎するまでの間において災害に遭った場合に、当該嘱託警察犬の所有者(以下「所有者」という。)に対して支給するものとする。ただし、その原因が第三者の行為によるもので当該第三者による賠償又は補償を受けることができる場合には、災害見舞金を支給しないことができる。

第3 災害見舞金の支給基準等

災害見舞金の種類及び支給基準は、別表に定めるとおりとする。

第4 支給の申請

刑事部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)は、災害見舞金の支給の対象となる事案が発生したときは、嘱託警察犬災害見舞金支給申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて警察本部長(以下「本部長」という。)に申請するものとする。

(1) 死亡等見舞金の支給を申請する場合は、死亡診断書その他の死亡の事実及びその日時を証明することができる書類又は廃疾となったことを証明する医師の診断書

(2) 傷病見舞金の支給を申請する場合は、傷病の程度に関する医師の診断書

(3) その他本部長が必要と認める書類

第5 支給の決定等

1 本部長は、災害見舞金の支給の申請があった場合には、災害見舞金を支給することが相当であるかどうか並びにその種類及び額について第6の規定により設置する嘱託警察犬災害見舞金支給審査委員会に意見を求めるものとする。

2 審査委員会は、前記1により意見を求められたときは、協議の上、嘱託警察犬の災害見舞金の支給に関する意見具申書(別記様式第2号)により意見を具申するものとする。

3 本部長は、災害見舞金を授与すべきことを決定したときは、嘱託警察犬災害見舞金支給通知書(別記様式第3号)により所有者に通知するものとする。

第6 審査委員会

1 警察本部に嘱託警察犬災害見舞金支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員で組織する。

3 委員長には刑事部長の職にある者を、委員には刑事部刑事総務課長、鑑識課長及び警務部会計課長の職にある者をもって充てる。

4 審査委員会の庶務は、刑事部鑑識課において処理する。

第7 支給の記録

鑑識課長は、嘱託警察犬災害見舞金支給記録簿(別記様式第4号)により災害見舞金の支給状況を記録しておくものとする。

第8 その他

嘱託警察犬に対する災害見舞金の支給については、この要綱の規定によってのみ行うものとし、犯人逮捕等に協力援助した者に対する見舞金支給要綱の制定について(昭和57年3月29日付け栃木第524号例規通達)の規定は、適用しない。